

デイケアの家おしどり運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が開設するデイケアの家おしどり（以下「事業所」というが行う地域密着型通所介護・第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護相談員の従事者（以下、「地域密着型通所介護、第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び身心機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。要支援者については、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記の他「湖南省指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「湖南省介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の規定」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイケアの家おしどり
- (2) 所在地 滋賀県湖南省サイドタウン3丁目16番72号

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画・第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、通所介護計画・第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画の作成に当たって、既に居宅介護サービス計画または、介護予防サービス計

画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、通所介護計画・第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(3) 看護職員 1名

通所介護計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。

(4) 介護職員 1名以上

通所介護計画・第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画に基づき主として利用者の健康管理、介護を行う。

(5) 機能訓練指導員

通所介護計画・第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本所職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月～土曜日とする。(12月30日～1月3日を除く)

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間午前8時45分から午後4時15分までとする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は18人とする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 給食サービス

(2) 入浴サービス

(3) 生活相談

(4) レクリエーション

(5) 機能訓練

(6) 健康チェック

(7) 送迎

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものと

する。

- (1) 通常要する時間を超える事業であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の事業に係る基準額を超える費用。
- (2) 食事の提供に要する費用 **800円**／1食
- (3) おむつ代 実費
- (4) 本事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用は、通常の事業実施地域を超える地点から、1kmにつき20円
- (5) 前号に掲げるもののほか、事業の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用。
レクリエーションに係る費用(外出レクリエーション時の入園料等) 材料代等の実費
- (6) キャンセル料 利用日の前日中にご連絡がなかった場合、一律2,000円及び昼食の食事代キャンセル料分750円。第1号通所事業【通所型サービス(従前相当)】を利用の方のキャンセル料ご利用日前日までにご連絡がなかった場合、食事代 **800円**
なお、利用者の心身の状態の急な変化による連絡の遅れは除くものとする。(食事代**800円**は徴収します)
- (7) 事業所内の入浴設備を実費で利用された場合 500円/1回
- (8) **洗濯代** **100円/1回**

- 3 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、湖南省とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、事業の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

- 第10条 本事業所に勤務する職員は、事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(運営推進会議)

第14条 地域密着型通所介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、湖南市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び地域密着型通所介護についての知見を有する者とする。

- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(衛生管理等)

- 第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 本事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。
 - 3 従業者は知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は

優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江ちいろば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職員の兼務・設備の共用)

第17条 この規程に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する通所介護・第1号通所事業【通所型サービス(従前相当)】デイケアの家おしどりと兼務、共用するものとする。

(附則) この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成29年11月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和元年 11月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和5年 9月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。